

明・景泰帝の諡號について (5)

滝野 邦雄

②景泰帝の体調

景泰七年十二月下旬になると、景泰帝は体調が思わしくなくなる。いま、「實録」によってその状況を並べてみるとつぎのようになる。

景泰七年十二月

癸亥（二十八日） 疾となる。
乙丑（三十日） 年末の太廟の享りに代理を派遣。

景泰八年正月

辛未（六日） 病のために正月の太廟の享りができず。
甲戌（九日） 天地を大祀するために誓戒儀を行なう。
丁丑（十二日） 疾をおして天壇南郊の齋宮に宿泊する。
戊寅（十三日） 南郊の大祀を行なうことができず、代理を立てる。景泰帝は宮中に戻り、奉天殿に出駕したものの慶成宴の儀礼を取りやめる。
己卯（十四日） 政務が執れなくなる。そのため、胡濙などが皇太子を建てることを願い出る。しかし、景泰帝はそれを認めない。
辛巳（十六日） 十四日より十六日まで、政務をとらなかつた。
壬午（十七日） 早朝に奪門の変がおこり、英宗が復辟する。

具体的に「實録」に以下のように記されている。

景泰七年十二月二十八日、景泰帝は病気になる。そのため、元會（皇帝が元旦に行なう朝見の禮）の儀式を取りやめ、普段に行なう一日と十五日の朝見の儀式に変更したいという。それに対して、禮科給事中の張寧（字は靖之、号は方洲。浙江德清の人。景泰五年甲戌科（一四五四）二甲十六名の進士）が反対意見を提出する。しかし、景泰帝は、その提案を認めない。

〔景泰七年十二月〕癸亥（二十八日）、帝（景泰帝）疾有り、且つ星變あるを以て、詔して明年の會元（元會：皇帝が元旦に行なう朝見の禮）を罷め、百官の朝參をして朔望の禮（毎月の初一日と十五日に行われる朝見の禮）の如くせしめんとす。禮科給事中の張寧^① 言う、「今 會同の歲（新年）に當りて、四方の來覲（皇帝に朝見）する者は皆な秉志（志操を堅

持する)特忠にして、天表(天子の風采)を瞻るを冀う。[なのに]、乃ち其の情をして已に發して伸ばさず、禮 已に行なわれて中ごろ廢せしむるは、皇上(景泰帝)の「嚴恭寅畏にして」^③、斯に不遑(時間がない)と雖も、然れども内外の人、豈れ能く悉曉・疑似(嫌疑)の間に必ず訛言を致し、相い傳えて驚訝(驚き訝しく思う)する所有らん。伏して惟うに勉めて舊章に順い、俯して大禮(莊嚴隆重な典禮)を全うすること敬慎^④の至るが如くせん。未だ俞允(君主の承諾)を賜わざるも、詔旨(聖旨)を明布(公布)して群下(群臣)に頒示(通告)し、以て陛下の「克く天の戒めを謹む^⑤」の心を昭かにせんことを尤も望む」と。詔して曰く、「懸象(天象)の示警は、人 之を共にする所なり。朕(景泰帝)恭しく天の戒めを謹しむは、皆な古先の聖王及び我祖宗の為す所を體し以て行なう。今、此の小臣(小役人)必ず朕(景泰帝)が御朝して受賀せんことを欲す。[これは]大體^⑥を識らずして言う所なり」と。允さず(『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷二百七十三・廢帝郕戾王附錄第九十一・「景泰七年十二月癸亥(二十八日)」条)。

①『實錄』によると「[景泰七年十二月甲寅(十九日)]夜、彗星復た畢宿に見ゆ。光芒長さ五寸なり。徐徐に東南に行き、光芒漸く長し。自是の日(十九日)より癸亥(二十八日)に至る」(『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷二百七十三・廢帝郕戾王附錄第九十一・「景泰七年十二月甲寅(十九日)」条)とある。

②いまのところ張寧の文集である『方洲集』(文淵閣四庫全書所収本)には、この上奏文は見当たらない。

③『書經』無逸「昔在殷王中宗、嚴恭寅畏、天命自度(昔在、殷王の中宗、嚴恭寅畏にして、天命(天理)もて自から度(律する)す)。」

④『詩經』大雅・抑に「敬慎威儀、維民之則(威儀を敬慎し、維れ民の則)。」

⑤『書經』胤征に「先王克謹天戒(先王 克く天の戒めを謹む)。」

⑥『孟子』告子上に「孟子曰、從其大體爲大人。從其小體爲小人(孟子 曰く、其の大體(朱注:「大體、心也」)に従えば大人と爲り。其の小體(朱注:「小體、耳目之類也」)に従えば小人と爲る)。」

景泰七年十二月癸亥(二十八日)に、景泰帝は病気になった。また十九日から二十八日まで星に異変があったことから、翌年正月元旦の朝見の儀式を取りやめて、毎月一日と十五日に行われる簡略な朝見の禮のようにしたいと¹⁾、詔を出した。それに対して、禮科給事中の張寧(字は靖之、号は方洲。浙江德清の人。景泰五年甲戌科(一四五四)二甲十六名の進士)は「いま皇帝に拜謁の新年となり、四方から朝見にやってくる者たちは、志操が堅持で特別な忠心を懐いて、陛下のお姿を拝見できることを願っています。なのにこの時期になって、その気にさせておいて実行せず、儀式を準備しておきながら途中でやめてしまうのは、皇上(景泰帝)が莊重・謙遜・敬肅・敬虔であり、その事以外お考えでないとしても、内外の人たちは事情をよく知っているといないとにかかわらず、必ずデマを流し、驚き訝しく思うこととなります。そこで伏して考えますに、つとめて旧例にお従いになって、なんとか元旦に行なう朝見の禮を敬慎をいきわたらせるようにまっとうなさってください。いまだに陛下(景泰帝)のご承認をいた

- 1) 萬曆『大明會典』によれば、毎月一日と十五日に行われる朝見の儀禮は、つぎのようなものであった。

朔望朝儀

洪武三年〔規定を〕定む。凡そ朔望（一日と十五日）の日、上（皇帝）皮弁服（儀式用の服装）して奉天殿に御す。百官 公服（礼服）して丹墀（宮殿の石の階段）の東西に^すて對し立つ。引班の引くを俟ち、合班し北面して立ち、再拜す。班首 前に^{いた}詣り百官と鞠躬し、「某官臣某 起居す（ご挨拶いたします）」と唱う。賛禮（居住まいを正して禮を行なえと号令をかける）し「聖躬 萬福たれ」と唱う。班首 平身して位に復し、百官と皆な再拜す。引班 百官を引ききて分班させ、仍お對し立たす。省・府・臺・部官・諸々の衙門の事の奏する者有るは西階より殿に陞る。奏事 畢れば、降るに西階よりす。引班 百官を引き次を以て出ず。如し事の奏する無ければ則ち、侍儀 西階より殿に陞り跪きて「之の如し」と奏す。侍儀の階より降るを俟ち、引班 百官を導きて出ず……○後、〔以下のように〕更め定む。朔望（一日と十五日）の日、上（皇帝）奉天殿に御し、百官 各々公服（礼服）^{ととの}を具えて禮を行なう。常朝官 序（官爵品位）ごとに丹墀の東西に立ちて相い向い、謝恩見辭（挨拶のために参内する）の官は序（官爵品位）ごとに奉天門の外に立ちて北に^{むか}向う。上（皇帝）の座に陞り鳴鞭あるを^{まち}候ち、鴻臚寺 賛（号令をかける）して排班（官位にしたがって並ぶ）させ、樂 作る。常朝官 一拜三叩頭の禮を行ない^{おわ}畢れば、樂 止む。復た班（並ぶ）す。鴻臚寺 謝恩見辭（挨拶のために参内する）を奉天門の外に奏し、五拜三叩頭禮を行ない^{おわ}畢れば、鳴鞭して駕 興く（萬曆『大明會典』卷之四十四・禮部二・朝儀・「朔望朝儀」条）。

正旦・冬至の朝賀の儀禮はつぎのように行なわれる。

朝賀

正旦・冬至の百官朝賀の儀は、洪武二十六年に定む。凡そ正旦・冬至の前一日、尚寶司 御座を奉天殿に、及び寶案を御座の東に陳（配置）し、香案を丹陛の南に^{しつろ}設う。教坊司 中和韶樂を殿内の東西に^{しつろ}設え、北向にす。其の日の清晨、錦衣衛 鹵簿・儀仗を丹陛（石造りの階段）及び丹墀（石造りの階段）の東西に陳（配置）し、朋扇を殿内の東西に^お設け、車輅・步輦を丹墀の東西に列し相い向う。鳴鞭の四人 左右に北向きにす。教坊司 大樂を丹陛の東西に陳（配置）し、北向きにす。儀禮司 同文・玉帛案を丹陛の東に^お設く。金吾衛 護衛官を殿内及び丹陛の東西に^お設き、甲士を午門外と奉天門外及び丹墀の東西に陳（配置）す。錦衣衛 將軍を奉天門外と丹陛・丹墀及び奉天門に^お設き、旗幟を奉天門外の東西に列ぬ。典牧官 仗馬・犀象を文・武樓の南に陳（配置）し、東西に相い向わす。欽天監 司晨郎・報時を内道の東の北に近づけて位たせ立たす。〔また〕儀御史の二人を丹墀の北に^お糾め、東西に相い向わし、内賛の二人を殿内に、外賛の二人を丹陛の北〔に^お糾め〕、東西に相い向わす。傳制・宣表等の官を^お設き、殿内に^お位て、東西に相い向わす。初嚴を^お鼓ち（初めの合図の太鼓）、文武の官 朝服を^お具えて、午門の外に齊班（整列）す。次嚴を^お鼓ち（二度目の合図の太鼓）、引禮 百官を引ききて左右掖門より入り、丹墀の東西に^お詣り、北に向いて立つ。三嚴を^お鼓ち（三度目の合図の太鼓）、執事官 華蓋殿に^お詣りて伺候す。内官 跪きて奏し、皇帝 袞冕（禮服）を^お具えて座に陞る。鐘聲 止む。儀禮司官 跪きて奏し、各執事官 禮を行ない、賛（号令をかける）し五拜し、禮 畢る。賛（号令をかける）して供事執事官 各々位に就く。儀禮司官 跪きて奏し、陞殿を^お請う。駕 興き、中和韶樂もて〔陞殿の時に用いる〕聖安の曲を奏す。尚寶官 寶を^お捧げ前み行き、導駕官 前導し、扇開（扉を開ける）して簾捲す。尚寶官 寶を案に置き、樂 止む。鳴鞭し、報時・雞唱 曉（はっきり知らせる）す。〔それに〕對（応対）し賛（号令をかける）し、「排班（官位にしたがって並ぶ）せよ」と唱し、班齊（整列）す。賛禮 「鞠躬（頭をさげておじぎする）せよ」と唱え、大樂 作る。賛（号令をかける）して四拜し平身し、樂 止む。典儀 「表（慶事に用いる上奏文）を進めよ」と唱え、大樂 作る。給事中二人 同文案の前に^お詣り導引す。序班 案を^お舉げて東門より入り、殿中に置く。樂 止む。内賛 「表目を^お宣べよ」と唱う。宣表目官 跪く。〔表目を〕^お宣べ訖り、俯伏し、^お興（身を起こし）き、「表（慶事に用いる上奏文）を宣ぶ」と唱う。展表官 表（慶事に用いる上奏文）を取る。宣表官 簾の前に至る。外賛 「衆官 皆な跪け」と唱う。表（慶事に用いる上奏文）を^お宣べ訖る。内外 「皆な俯伏せよ」・「興きよ」・「平身せよ」と唱う。〔そして〕序班（整列）し、即ち表案を殿の東に^お舉ぐ。外賛 「衆官 皆な跪け」と唱す。代致詞官 丹陛の中に跪き、詞を致して云う、「具官臣某等 ^お茲に 正旦には則ち云「三陽 開泰し、萬物 咸な新なり」と云う。冬至は則ち云

だいておりませんが、聖旨を公布され群臣に通知し、陛下（景泰帝）がよく天の戒めをお守りになっているというお気持ちをはっきりなさることを切に望んでおります」という。それに対して景泰帝は詔を出して、「朕（景泰帝）がうやうやしく天の戒めを守っているのは、古の聖王やご先祖様がなされたことを体現して行っているのである。いまこの小役人は、朕（景泰帝）に必ず元旦の朝見の儀式を行なうよう望んでいる。これは、『孟子』でいう大體（心）を知らずに言いだすものである」とのべた。そしてこの提案を認めなかった、という。

十二月乙丑（三十日）には、皇帝自身が参加しなければならない年末の太廟の享^{まつ}りに奪門の変の時のキーパーソンとなる武官の石亨を代理として派遣する。元旦の陵墓の祭祀と、年末の五祀と旗纛の祭祀などは、もともと代理の担当官を派遣するものであったため、担当官を派遣する。

[景泰七年十二月乙丑（三十日）]、歳暮に太廟を享^{まつ}るに太子太師武清侯の石亨を遣りて代りに禮を行なわしむ。明日正旦を以て官を遣りて長陵（永樂帝）・獻陵（仁宗洪熙帝）・景陵（宣宗宣德帝）を祭らしむ^①。太常寺官を遣りて五祀（司戸・司竈・司門・司井・中霽）の行を祭らしむ^②。旗手衛官を遣りて旗纛（飾以鳥羽の大旗）の神を祭らしむ^③（『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷二百七十三・廢帝郕王附錄第九十一・「景泰七年十二月乙丑（三十日）」条）。

①凡そ清明・中元・冬至は太牢もて祭を致し、官を遣りて禮を行なう。文武衙門堂上官各一員、屬官各一員、分詣（振り分ける）して陪祭（主祭する人を輔佐して祭祀を行なう）す。忌辰（忌日）及び聖旦（天子の誕辰）・正旦・孟冬（農曆十月）も亦た官を遣りて禮を行なう。止だ香燭・酒果を用いるのみ。帛無し。各衙門官 陪祭せず（萬曆『大明會典』卷之九十・禮部四十八・「陵寢」条・四葉）。

②太廟を時享する日（農曆正月・四月・七月・十月・年末）を以て司戸・司竈・司門・司井の神を祭る。

「律 黃鐘に應じ、日々當に長至なるべし」と云うに遇う。恭しく惟^{おも}うに皇帝陛下 乾（君位）を膺^うけて納祐（幸せに過ぐす）し、奉天（天命を奉じる）して永昌（とこしえである）なり」と。賀^{いわ} 訖り、外贊「衆官皆な俯伏せよ」・「興きよ」と唱う。樂 作り、四拜し、興き、平身す。樂 止まる。傳制官 御前に詣り、跪きて「制（勅命）を傳う」と奏し、俯伏し興き、東門より東に寄りて出で、丹陛の東に至り、西に向いて立ち、「制（勅命）有り」と稱す。贊禮「跪け」と唱え、百官は皆な跪く。制を宣べて、「正旦は則ち「履端の慶」と云う。冬至は則ち「履長の慶」と云う 卿等と之を同じくす」と。贊禮「郎」「俯伏せよ」・「興きよ」と唱う。平身し、樂 止む。贊（号令をかける）して笏を拵みて鞠躬（頭をさげておじぎする）し、三たび舞蹈（拝謁をする時に行なう舞うように足をまわす儀礼）す。贊（号令をかける）し跪きて、「山呼（万歳の音頭を取れ）せよ」と唱う。百官 拱手（両手を胸のあたりで組む）して加額（敬意を示すために両手を額の前におくしぐさ）して「萬歳」と曰う。[また]「山呼（万歳の音頭を取れ）せよ」と唱え、「萬歳」と曰う。再び「山呼（万歳の音頭を取れ）せよ」と唱えて、「萬萬歳」と曰う。凡そ萬歳と呼ぶに、樂工・軍校（軍官） 聲を齊しくして之に應ず。贊（号令をかける）して笏を出だし、俯伏し、興く。大樂 作す。贊（号令をかける）して四拜し、平身し、樂 止む。儀禮司官 跪きて「禮畢」と奏す。中和樂 作り、定安の曲を奏し、駕 興く。尚寶官 寶を捧げ、導駕官 前導し、華蓋殿に至り、樂 止む。引禮官 百官を引き次（順序にしたがう）を以て出ず（萬曆『大明會典』卷之四十三・禮部一・朝賀・「正旦冬至百官朝賀儀」）。

而して中霤を祭るは、合祭の日期に并わす。各々の遣官・儀物に及べば並びに舊の如し（萬曆『大明會典』卷之九十二・禮部五十・羣祀二・「五祀」条・二十一葉）。

③『春明夢餘錄』によると、旗纛廟は、太歳殿の東に建てられていた（『春明夢餘錄』卷之十五・「旗纛廟」条）。そして、「旗纛は内府に藏す。仲秋に旗手衛官を遣りて廟に祭り、霜降に教場に祭り、歳暮に承天門外に祭る。後に霜降の祭を罷む……」（『春明夢餘錄』卷之十五・「旗纛廟」条）という。萬曆『大明會典』によると、祭祀の日時は、「每歳の仲秋の山川を祭るの日、官を遣りて旗纛廟に祭る。霜降の日も又た教場に祭る。歳暮の太廟を享るの日に至りては又た承天門外に祭る。俱に旗手衛指揮 禮を行なう」（萬曆『大明會典』卷之九十二・禮部五十・羣祀二・「旗纛」条・十四葉）とする。

この年末の太廟の享^{まつ}りは、例年四時の孟月（農曆正月、四月、七月、十月）と年末に行われる太廟の祭祀である²⁾。

洪武元年、[廟祀の時期として] 四時の孟月及び歳除の凡そ五享を以て定む。[洪武] 二年、重ねて時享（太廟の四時の祭祀の時期）を定むるに、春は清明を以てし、夏は端午を以てし、秋は中元を以てし、冬は冬至を以てす。惟だ歳除は舊の如くす。[洪武] 三年に又た時享を定むるに仍お四つの孟月（農曆正月、四月、七月、十月）を用う。孟春は特に各廟を享^{まつ}り、各々禮樂を具う。餘の時[享]は俱に三祖の神主を奉じて、徳祖の廟に合^{まつ}わせ享る……（萬曆『大明會典』卷之八十六・禮部四十四・一葉／正徳『大明會典』卷八十一・

2) 萬曆『大明會典』によれば、四時の孟月（農曆正月、四月、七月、十月）と年末に行われる太廟の祭祀において、皇帝はつぎのような儀式を行った。

時享

正祭の典儀。唱樂舞生 位に就き、執事官 各々其の事を司どり、導引官 皇帝を導引し、拜位（祭祀を行なう時の定位置）に御するに至す。内賛 「位に就く」と奏す、典儀 「迎神す」と唱え、樂を奏す。樂 止み、内賛 「四拜す」と奏す。百官 同 典儀 「奠帛（玉帛を奠える）せよ」・「初獻の禮を行なえ」と唱う。樂を奏す。執事官 各々帛を捧げ、金爵もて酒を受け、神御の前に獻る（ささげる）。讀祝官 祝を取り（祝辞を取り出す）て神御（先帝の肖像）の右に跪く。内賛 「跪け」と奏す。典儀 「祝を讀め」と唱う。讀み訖り、神御の前に奉安（恭しく置く）す。内賛 「俯伏せよ」・「興きよ」・「平身（立ち上がる）せよ」と奏す、百官 同 樂 止む。典儀 「亞獻の禮を行なえ」と唱う。執事官 各々盜爵を以て酒を受け、神御（先帝の肖像）の前に獻る、樂 止む。典儀 「終獻の禮を行なえ」と唱す。儀 「亞獻〔の禮〕」と同じ 樂 止む。太常司卿 進みて殿の東西向に立ち、「福胙（祭祀用の肉類）を賜え」と唱う。光祿司官 福酒胙を捧げ神御（先帝の肖像）前の中門の左より出で、皇帝の前に至る。内賛 「跪け」と奏し、圭を搯み、光祿司官 福酒を以て跪き進む。内賛 「福酒を飲む」と奏す。光祿司官 胙（祭祀の肉）を以て跪き進む。内賛 「胙を受けよ」・「圭を出だせ」・「俯伏せよ」・「興きよ」・「平身せよ」と奏す。内賛 「四拜す」と奏す、百官 同 典儀 「徹饌（儀式用のおぜんを下げる）せよ」と唱え、樂を奏す。執事官 徹饌し、樂 止む。太常卿 神御（先帝の肖像）の前に詣り跪きて「禮畢れり」と奏し、還官を請う。樂を奏す。内賛 「四拜す」と奏す。百官 同 樂 止む。典儀 「讀祝官 祝を捧げよ」・「進帛官 帛を捧げよ」と唱え、各々燎位に詣る。樂を奏す。内賛 「禮畢」と奏す（萬曆『大明會典』卷之八十六・禮部四十四・十八葉～十九葉／正徳『大明會典』卷八十一・禮部四十・祭祀二 わずかな文字の異同を除いて同じ）。

① [洪武] 九年、大祀の拜禮を〔以下のように〕定む。「迎神」は四拜し、「飲福受胙」は四拜し、「送神」は四拜す。共に十二拜なり……（萬曆『大明會典』卷之八十一・禮部三十九・五葉）。

禮部四十・祭祀二 わずかな文字の異同を除いて同じ)。

なお、朱偁の『明清兩代宮苑建置沿革圖考』(第二章・四十一頁:1990年北京古籍出版社重新排印本)によると明朝の太廟は、いまの天安門の北の東の一門の内側にあった。景泰帝の体調は、その太廟で行われる祭祀に参加することも困難なほどであった。

そして、正月には文武百官の慶賀の儀式(注1参照)を取りやめる。それにあわせて、上聖皇太后(英宗の生母の孫氏)・皇太后(景泰帝の生母の吳氏)も慶賀の儀式を取りやめる。

景泰八年春正月丙寅朔、太上皇帝(英宗)南宮に居る。帝(景泰帝)奉天殿に御し、文武百官の慶賀の禮を免ず。上聖皇太后(英宗の生母の孫氏)・皇太后^①(景泰帝の生母の吳氏)俱に賀禮を免ず(『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷二百七十三・廢帝邸辰王附錄第九十一・「景泰八年春正月丙寅朔」条)。

①「實錄」に「[正統十四年十二月丁未朔]是より先、帝(景泰帝)奉天門に御し、禮部尚書胡濙等に謂いて曰く、「朕(景泰帝)大統を嗣承す。義 當に尊親すべし。其れ尊聖母皇太后もて「上聖皇太后」と為し、朕(景泰帝)の生母もて「皇太后」と為す……」(『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷之一百八十六・廢帝邸辰王附錄第四・「正統十四年十二月丁未朔」条)。

景泰八年春正月辛未(六日)、病のために正月の太廟の享^{まつ}りの儀式を行なえず、やはり武官の石亨に代理を命じる。

[景泰八年春正月]辛未(六日)、孟春、太廟を享^{まつ}る。帝(景泰帝)疾有りて禮を行なう能わず。太子太師武清侯の石亨に命じて代りて禮を行なわしむ(『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷二百七十三・廢帝邸辰王附錄第九十一・「景泰八年春正月辛未(六日)」条)。

これも、皇帝自身が執り行う太廟の祭祀である(例年四時の孟月(農曆正月, 四月, 七月, 十月)と年末に行われる)が、年末の定例の太廟の祭祀に引き続き、石亨を代理として派遣するのである。

正月甲戌(九日)、天地を大祀するために誓戒儀を行なう³⁾。

[景泰八年春正月甲戌(九日)]天地を大祀するを以て帝(景泰帝)奉天殿に御し、文武群臣を誓戒^①(戒める)し、致齋三日さす(『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇

3) 誓戒儀は、『諸司職掌』(禮部・儀部・傳制)条・六十葉)によれば、つぎのような儀式を行なう。

誓戒儀

洪武二十六年定む。凡そ大祀の前三日、陳設すること常儀の如くす。文武官 各々朝服^{ととの}を具えて、丹墀(石造りの階段)の拜位(祭祀を行なう時の定位置)に詣^{いた}る。鐘聲 止む。儀禮司 跪きて奏し、陛殿を請う。樂 作り、皇帝 華蓋殿に御す。皮弁服(儀式用の服装)を具え、出でて座に陞る。樂 止む。鳴鞭 訖る。贊(号令をかける)し四拜す。傳制官 御前に詣り跪きて制(勅命を伝える文書)を傳う。東門より出でて傳制の位(位置)に至り、「制(勅命を伝える文書)有り」と稱す。贊(号令をかける)し跪きて制(勅命を伝える文書)を宣べて云う「洪武某年正月某日、天地を南郊に大祀す。爾ら文武百官 某日より始めと為して致齋三日し、當に之を敬慎すべし」と。傳え訖れば、贊(号令をかける)し

帝實錄」卷二百七十三・廢帝郕戾王附錄第九十一・「景泰八年春正月甲戌（九日）」条。

①『周禮』天官・大宰に「祀五帝，則掌百官之誓戒與其具脩（五帝を祀るときは，則ち百官の誓戒と其の具脩（お供え物の配置と清掃すること）とを掌る），その鄭玄注に「誓戒，要之以刑，重失禮也（誓戒とは，之に要むるに刑を似てす。禮を失するを重んずればなり）」とあり，祭祀で禮を失することを恐れ，ま

ず禮を失した時の刑罰を告げて戒める，という意味で用いられる。

正月丁丑（十二日）には，疾をおして天壇南郊の齋宮に宿泊する。

〔景泰八年春正月〕丁丑（十二日），帝（景泰帝）力疾（疾をおして無理して）して南郊の

俯伏す。興く。樂作り，又た四拜し，平身す。樂止む。「禮畢れり」と奏す（『諸司職掌』禮部・儀部・「傳制」条・六十葉／萬曆『大明會典』卷之七十四・禮部三十二・「傳制儀」条・一葉も同じ）。
 なお、「致齋」を「三日」とすることは，太祖洪武帝によって定められた。太祖「實錄」につぎのようにいう。
 [洪武二年三月戊戌（四日）翰林學士の朱升等奉けたる勅もて齋戒文を撰して曰く，「凡そ祭祀は必ず先ず齋戒し而して後に以て神明（天地神明）を感動す可し。戒とは，其の外にするを禁止す。齋とは，其の内に整齊にし，沐浴して更衣し，出でて外舎に宿り，飲酒せず，茹葷せず（葷を茹わす），疾を問わず，喪を吊（弔）わす，樂を聽かず，刑名を理めず，此れ則ち戒なり。其の心を專一にし，嚴畏（敬畏）謹慎（言行を慎重で小心にする）し，他事を思わず。苟し思う所有れば，即ち祭る所の神の其の上にいるが如く，其の左右に在るが如きを思い，精白（純潔清白）一誠（ひたすら誠実であること）なること，須臾の間も無し。此れ則ち齋なり。大祀は，齋戒七日とし，前の四日もて戒と為し，後の三日もて齋と為す。中祀は，齋戒五日とし，前の三日もて戒と為し，後の二日もて齋と為す」と。既にして進覽（お目を通される）す。上（太祖洪武帝）曰く，「凡そ天地・社稷・宗廟・山川等の神を祭祀するは是れ天下の生靈の爲に福を祈る。宜しく百官に令を下して，一體に齋戒すること自から天地百神に禱る所有るが若くすべし。民に關せざる者は，百官の齋戒の專精を致さざるを恐れば，則ち令を下さず」と。又た省臣（行省の長官）に謂いて曰く，「朕（太祖洪武帝）毎に天地百神を祭享（祭具を並べて祭祀する）するは，惟だ吾が感戴（感激し敬意を抱く）の意を伸し，福祉（幸福）を祈禱し，以て生民を佑く，未だ嘗て敢て自から微惠（自分のために駕籠を要求する）せざるなり。且つ齋戒は誠を致す所以なり。誠の至ると至らざると神の格ると格らざるとは皆な此に繋がる。故に朕（太祖洪武帝）毎に致齋するに敢て一毫の懈怠も有らず。今，齋戒の期を定めるに大祀は七日を以てし，中祀は五日を以てするは，太久（たいへん長い）なること無きにあらず。大抵人心は久しければ則ち怠り易し。怠心一たび萌せば反って不敬と為す。祭に臨むも，齋戒三日に止め，務めて精專を致す可し。庶幾わくは以て神明を感格せしむ可し」と。太常に命じて著して令と為さしむ（『大明太祖聖神文武欽明啟運俊德成功統天大孝高皇帝實錄』卷之四十・「洪武二年三月戊戌（四日）」条）。

①『禮記』雜記下に「弔死而問疾（死を弔い，疾を問う）」。

②『禮記』月令に「是月（季夏）也……以祠宗廟社稷之靈，以爲民祈福（是月（季夏）や……以て宗廟社稷の靈を祠り，以て民の爲に福を祈る）」。

また、『禮記』祭義には，

内に致齋し，外に散齋す。齋する日に，其の居處を思い，其の笑語を思い，其の志意を思い，其の〔音樂を〕樂でる所を思い，其の嗜む所を思う。齋すること三日にして，乃ち其の爲に齋する所の者を見る（『禮記』祭義）。

鄭注：「致齋」は此の五者（居處・笑語・志意・樂でる所・嗜む所）を思うなり。「散齋」は七日〔間〕御せず・樂でず・弔わざるのみ。「爲に齋する所の者を見る」は思いの熟すれば（齋戒している対象の姿がはっきりしてくる）なり。「嗜む所」は素より欲する所の飲食なり……。

とある。「致齋」は，心を清浄に保ち物忌みするの意味で用いられ，「散齋」は行動を謹慎にして物忌みするの意味で用いられているようである。

齋宮^①に出宿す（『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷二百七十三・廢帝邴辰王附錄第九十一・「景泰八年春正月丁丑（十二日）」条）。

①『春明夢餘錄』卷之十四・「齋宮」条に「齋宮は、園丘の西に在り。前が正殿、後は寢殿、傍に浴室有り。四圍は墻垣、深池を以て之を環む。皇帝 親^{かこ}から祀るに、齋宮に散齋四日、致齋三日す。〔齋宮に宿泊するために〕駕 南郊の昭享門に至りて輿を降り、内墻に至り恭しく壇位を視、又た神庫に入り籩豆を視、神厨に至り牲を視る。畢^{おわ}りて、昭享門を出で、齋宮に至る・・・」。

萬曆『大明會典』よれば、郊社の祭祀を行なう前日は、沐浴更衣して齋宮で過ごし、翌日に宮殿に還ることになっていたようである。

〔洪武〕九年、議して郊社の大禮を定む。三年の喪有りと雖も、亦た敢て廢せず。凡そ致齋は、大祀は三日、中祀は二日、降香は（毎月の一と十五日に宮を廟に派遣して香をささげ拜させる）一日なり。〔すべての時に〕制（勅命を伝える文書）を傳え官を遣る。前の一日は沐浴更衣して齋宮に處り、次に宮に還る（『大明會典』卷之八十一・禮部三十九・「祭祀通例」条・三葉）。

ところが翌日の南郊の大祀を行なうことができず、やはり石亨を代理として派遣する。そして、景泰帝は宮中に戻り、外朝の奉天殿に出御したものの、文武百官に対して慶成宴の儀礼を取りやめるよう命じた。

〔景泰八年春正月戊寅（十三日）〕、天地を南郊に大祀す⁴⁾。太子太師武清侯の石亨を遣りて代りて禮を行なわしむ。帝（景泰帝）還り、奉天殿に御し、文武百官に命じて慶成の禮を行なうを免ず（『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷二百七十三・廢帝邴辰王附錄第九十一・「景泰八年春正月戊寅（十三日）」条）。

慶成宴の儀礼は、南郊の大祀の翌日に文武百官・四夷の使臣・土官人などが参加する大宴である。

凡そ天地を大祀するの次日の慶成り、大いに文武百官及び四夷の使臣・土官人等を宴す（萬曆『大明會典』卷之七十二・禮部三十・「大宴儀」条・九葉）。

十四日には臨朝（政務）ができなくなる。そのため、胡濙などが、皇太子を建てることを願ひ出る。しかし、景泰帝はそれを認めなかった。

〔景泰八年春正月〕己卯（十四日）、帝（景泰帝）疾を以て臨朝する能わず、慶成宴を免ず○禮部等の衙門掌部事少傅兼太子太師禮部尚書等の官の胡濙等 具疏して問安す。且つ皇上（景泰帝）に言いて日く、親^{みづ}から萬機（政治上のさまざまな事務処理をする）す。〔しかし〕、未だ儲副（太子）を建てざれば、由りて助理する無く、聖躬を勞するを致す。伏して早に元良（太子）を選びて皇太子と為し、以て宗廟・社稷・臣民の望を慰めんことを乞う、と。詔して日く、卿等の宗廟を憂い、愛君の心は、朕（景泰帝）已に之を知る。但だ今 調理（療養）を失するのみ。〔だから、すぐに回復するので〕請う所^{ゆる}を允さず、と（『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷二百七十三・廢帝邴辰王附錄第九十一・「景泰八年春正月」己卯（十四日）」条）。

景泰八年正月十四日、景泰帝は病で朝廷に出られなくなったため、郊祀の終了翌日に行われる宴席である慶成宴をとりやめた。胡濙などが体調伺いの上奏文を提出し、同時に景泰帝に、「皇上（景泰帝）はみずから政務を取り仕切っておられます。ですが、お世継ぎをお建てになっておられないため、政務をお手伝いするかがおられず、お体を酷使なさることになっておられます。早くお世継ぎをお決めになって皇太子とされ、宗廟・国家・臣民の希望に沿うようになさっていただくことを願い奉ります」とのべた。景泰帝は「皆の宗廟を憂いて、君主を大切に思う心は、朕（景泰帝）の理解するところである。ただ、現在は調理（療養）がうまくいっていないだけである。[だから、すぐに回復するので]、願い出は認められない」と詔した、という。

✓ 4) 南郊の大祀で皇帝は、つぎのような儀式を執り行う。

一正祭、典儀「樂舞生 位に就く」と唱う。執事官 各々其の事を司る。陪祀官・分獻官 各々位に就く。導引官 皇帝を導引して御位に至る。内賛「奏位に就く」と奏す。典儀 燔柴（捧げも物を柴の上において焚く）すと唱う。

[割注：凡そ燔柴 [の儀式] は、洪武六年 [に定められた]。先ず浄なる犢牛（小牛）を刳（きりひらく）し、器に盛り、燔臚の右に置く。駕（皇帝）齋官より壇に詣り、太和鐘 鳴れば、則ち臚内に火を挙げ、候賛 燔柴（捧げも物を柴の上において焚く）す。[それは] 即ち犢牛（小牛）を以て其の上に置き、之を燻くなり]。

毛血（祭祀用の犠牲）を極め、迎神す。協律郎 麾（さしずばた）を舉ぐ。樂を奏す。樂 止む。内賛「四拜す」と奏す。百官も同じ 典儀 玉帛を奠うと唱う。樂を奏す。内賛「壇に陞る」と奏し。上帝の前に至る。圭を搯む」と奏す。執事官 玉帛を以て跪きて皇帝の右に進む。奠うること詠う。「圭を出す」と奏す。皇祇の前に至る。「圭を搯む」と奏す。執事官 玉帛を以て跪きて皇帝の左に進む。奠うること詠う。「圭を出す」と奏す。仁祖の前に至る。「圭を搯む」と奏す。執事官 玉帛を以て跪きて皇帝の右に進む。奠うること詠う。「圭を出す」と奏す。復位す。樂 止む。典儀「俎（いけにえを載せるつくえ）を進めよ」と唱う。樂を奏す。齋郎 饌を昇き至る。内賛「壇に陞る」と奏し、上帝の前に至る。「圭を搯む」・「俎（いけにえを載せるつくえ）を進む」・「圭を出す」と奏す。皇祇の前に至る。「圭を搯む」・「俎（いけにえを載せるつくえ）を進む」・「圭を出す」と奏す。仁祖の前に至る。「圭を搯む」・「俎（いけにえを載せるつくえ）を進む」・「圭を出す」と奏す。「復位す」と奏す。樂 止む。典儀「初獻の禮を行なえ」と唱う。樂を奏す。内賛「壇に陞る」と奏す。上帝の前に至る。「圭を搯む」と奏す。執事官 爵を以て跪きて皇帝の右に進む。「爵を獻ず」と奏す。圭を出し、皇祇の前に至る。「圭を搯む」と奏す。執事官 爵を以て跪きて皇帝の左に進む。「爵を獻ず」と奏す。圭を出だし、讀祝の位に詣り、跪き、祝を讀む。樂 止む。讀祝官 祝を取りて神位の右に跪く。讀み訖り、樂 作り、「俯伏す」・「興く」・「平身す」と奏す。百官 同じ 仁祖の前に至り、「圭を搯む」と奏す。執事官 爵を以て跪きて皇帝の右に進む。「爵を獻ず」と奏す。圭を出だし、復位す。樂 止む。典儀「亞獻の禮を行なえ」と唱う。樂 奏す。内賛「壇に陞る」と奏す。上帝の前に至る、「圭を搯む」と奏す。執事官 爵を以て跪きて皇帝の右に進む。「爵を獻ず」と奏す。圭を出だし、皇祇の前に至る、「圭を搯む」と奏す。執事官 爵を以て跪きて皇帝の左に進む。「爵を獻ず」と奏す。圭を出だし、仁祖の前に至る、「圭を搯む」と奏す。爵を獻じ、圭を出だし、復位す。樂 止む。典儀「終獻の禮を行なう」と唱う。樂を奏す。儀 亞獻 [の禮] に同じ 樂 止む。太常卿 進みて殿の西東向いて立つ。「福胙を賜う」と唱う。内賛「飲福位に詣る」と奏す。跪き、圭を搯む。光祿司官 福酒を以て跪き進む。「福酒を飲む」と奏す。光祿司官 胙を以て跪き進む。「胙を受く」と奏す。圭を出し、俯伏し、興き、平身し、復位す。「四拜す」と奏し、百官 同じ 典儀「徹饌（儀式用のおぜんを下げる）す」と唱う。樂を奏し、執事官 各壇より徹饌す。樂 止む。典儀「神を送る」と唱う。樂を奏す。内賛「四拜す」と奏す。百官 同じ 樂 止む。典儀「讀祝官 祝を捧ず」・「進帛官 帛を捧ず」・「掌祭官 饌を捧ず」と唱う。各々燎瘞の位に詣る、樂を奏す。執事官 各々祝・帛・饌を執りて出ず。内賛「禮 畢る」と奏す（萬曆『大明會典』卷之八十一・禮部三十九・「郊祀一合祀」条・十七葉～十九葉）。

こうして十六日になっても病臥することになり政務を執ることができなくなる。

[景泰八年春正月辛巳(十六日)], 己卯(十四日)より是の日(十六日)に至るまで帝(景泰帝)皆な視朝(政務を執る)せず, 人心 益々洶洶として安からず。禮部 復た文武百官を集め, 議して皇太子を立てんことを請う。脱疏(疏文を書き上げる) 成るに比るも, 未だ上つるに及ばずして出ず(『大明英宗法天立道仁明誠敬昭文憲武至德廣孝睿皇帝實錄』卷二百七十三・廢帝郕戾王附錄第九十一・「景泰八年春正月」条)。

十四日より十六日になるまで, 景泰帝は政務を執らなかつた。人々はますます騒がしくなり不安になった。禮部は, ふたたび文武百官を集めて皇太子を立てることを提案しようとした。上奏文を書き上げたものの, 提出にいたらず退出した, という。

そして, 十七日に, いわゆる奪門の変がおこり, 英宗が復辟する。

この時の皇太子をどうするか議論について, 商輅(字は弘載, 字は素庵。永樂十二年(一四一四)~成化二十二年(一四八六)。浙江淳安の人。正統十年乙丑科(一四四五)一甲一名の進士: 明朝を通じてただ一人の郷試・會試・殿試すべての首席合格者)の門人の王獻(字は惟臣, 号は退菴。浙江錢塘(仁和)の人。景泰二年辛未科(一四五)二甲三十六名の進士)の「商輅行實」によると, つぎのようなことがあったという。

天順元年正月十四日, 郕王(景泰帝)不豫たり。太監の興安 公(商輅)等を召して右順門内に至らしめて言う, 「上面(景泰帝)の病 重し。萬幾(政務)の大事 何人に付託せん。你(商輅)毎文武大臣と急ぎ計議し來り説け」と。公(商輅)曰く, 「何人に付託するも, 事は含糊に属す。東駕(英宗の皇子, 後の憲宗成化帝)を立てんことを請うと明言し, 人心をして歸向する所有らしむるに如かず。倘し萬一 東駕を請うを諱まざる有れば, 南内に往き迎え, 父子の間に自ずから處置すること有るを請わん。豈に是れ順事ならざるや」と。興安 喜びて云う, 「你(商輅)也た説き得て是なり。且つ説き得て婉轉(周到)なり。終に這等 行なうを要す」と。公(商輅)即ち禮部に報ぜしむ。侍郎の姚文敏公夔及び鄒公幹・陳公循等の至ること有るに當るも, 未だ敢えて明言せず。但だ云う, 「今日問安(ご機嫌伺い)を要む。速やかに各衙門に報じ知らせん」と。公(商輅)展轉として遲誤するを恐れ, 即ち揚言(大声で)して曰く, 「今日は是れ問安(ご機嫌伺い)ならず。東駕を立てんことを請うを要む」と。文敏公(姚夔)躍然として喜びて曰く, 「これ却に好し。胡尚書(禮部尚書の胡濙)病みて家に在り。我 便ち人をして他を扶して進み來らしめん」と。各衙門[の官が]到るに及び, 議定の寫本 封進するも, [担当官の]批 出て[景泰帝への提出は]准されず。十六日三鼓(午後一時から翌日の午前一時), 禮部の朝房内に往き, 復た二本を寫し, 闕に伏し投進して, 「陛下(景泰帝)宣宗章皇帝の子と爲れば, 當に宣宗章皇帝の孫を復立し, 東宮を正位(正式に即位させる)して, 庶政を助理(補佐)すべし」等を云うの語有り。文敏公 躍然として善しと稱す。已にして入朝して衆議し, 文武大小の官員 簽名す。數 多くして, 封進 及ばず, 遂に遲延す。十七日早に至

り、變^{おこ}作り、果たして進められず……（「榮祿大夫少保吏部尙書兼謹身殿大學士贈特進光祿大夫太傅諡文毅商公行實」）。⁵⁾

天順元年正月十四日、郕王（景泰帝）は病気になられた。宦官の興安は、公（商輅）たちを右順門に招いて、「景泰帝のご病気は重い。政務の大事を誰に委ねたらいいだろうか。你（商輅）たちは文武の大臣たちと急いで協議してきてもらいたい」という。公（商輅）は、「誰に委ねるにしても、はっきりとしません。もともと皇太子であった英宗の皇子を立てることを願ますとはっきり言って、人々の気持ちをひとつの方向に向かわせるにこしたことはありません。そして、それを憚ることがないのならば、南内にいらっしゃる上皇（英宗）のところに往きお迎えして、父子の間で処理なさることをお願いいたしましょう。それこそ順序通りではないでしょうか」という。宦官の興安は、喜んで「你（商輅）はうまく言ってくれた。また周到である。やはりこのようにしよう」という。公（商輅）はそこで禮部に伝えさせた。侍郎の姚夔と鄒幹や陳循たちがやってきたものの、敢えてはっきり言わず、ただ「今日はご機嫌伺いをしたいと思う。急いで各役所に伝えて周知させよ」というだけであった。公（商輅）は、転々としてしまい遅れて支障をきたすことを恐れて、大声で「今日はご機嫌伺いではありません。英宗の皇子を立てることを願うということを求めています」という。文敏公（姚夔）はたいそう喜んで、「これはまさに好いことだ。胡尚書（禮部尚書の胡濙）は病気で家におられる。私（姚夔）は、人を遣って介添えさせて、胡尚書に来ていただく」という。各役所の官員がやってくると、提案の草稿が提出された。しかし、担当官の批文が出されて提出許可とならなかった。十六日

5) 商輅の「年譜」にはつぎのようになっている。

〔天順元年正月〕十七日、上皇（英宗）大位に復正す。

○按ずるに「行状」并せて「言行録」に備わり載せ〔以下のように〕云う。景泰八年正月十四日、景帝不豫たり。太監の興安 公（商輅）に右順門内に至るを請い言いて曰く、上（景泰帝） 病重に面し、萬幾（政務）の大事 何人に付託せん。你（商輅）と文武大臣と急ぎ討議し來れ、と。公（商輅）曰く、何人に付託するも、事は含糊に属す。東駕を立てんことを請うを明言し、人心をして歸向する所有らしむるに如かず。儻し萬一 諱まざる有れば、東駕に南内に往き迎えるを請い、父子の間に自ずから處置有るを請わん。豈に是れ順事ならざるや、と。興安 喜びて曰く、你（商輅）也た説き得て是なり。且つ説き得て婉轉（周到）なり。終に這等の行なうを要す、と。公（商輅）即ち禮部に報ぜしむ。侍郎の姚夔及び鄒公幹・陳公循等 至ること有るに當るも、未だ敢て明言せず。但だ云う、「今日 問安（ご機嫌伺い）するを要む。速やかに各衙門に報じ知道する可し、と。公（商輅）展轉として遅悞するを恐れ、即ち颺言して曰く、今日は是れ問安ならず。東駕を立てんことを請う」と。姚夔 躍然として喜びて曰く、這れ却って好し。胡尚書（胡濙） 病みて家に在り。我 便ち人をして他を扶して進み來らしめんし、と。各衙門〔の宮が〕到るに及び、議定の寫本 封進するも、批 出で准されず。十六日三鼓（午後一時から翌日の午前一時）、禮部の朝房に復た二本を寫し、議定まり闕に伏し投進して、「陛下 宣宗章皇帝の子と爲せば、當に宣宗章皇帝の孫を復立し、東宮を正位（正式に即位させる）して、庶政を助理すべし」等の語を云う有り。「復」の一字は、實に公（商輅）の心語なり。姚夔 躍然として善しと稱す。而して入朝する文武大小の官員 簽名す、數 多くして、封進 及ばず、延びて十七日早に至る。石亨輩 奪門し迎えて上皇（英宗）に大位に復正さんことを請う（商振倫（商輅の玄孫）編『明三元太傅商文毅公年譜』萬曆四十六年刻本・卷之二・六葉・「英宗睿皇帝改元天順丁丑、公年四十四歲」条）。

三鼓（午後一時から翌日の午前一時）、禮部の朝房内に行き、ふたつの草稿を書き、提出した。そこには、「陛下（景泰帝）は、宣宗宣德皇帝のお子でいらっしゃるのですから、宣宗宣德皇帝の孫を復活させ立てて、正式に皇太子さまに即位させ、政務を輔佐していただくべきです」などの発言があった。文敏公（姚夔）はほんとうに喜んで、よいことだといった。そうして入朝（禮部の朝堂に行く）して皆で議論し、文武の大小の官員が署名した。ただ署名の数が多く、書類を完備できず、遅れてしまった。十七日早朝になり、奪門の変がおこり、とうとう提出できなかった、という。

景泰帝の体調については、王錡（字は元禹、号は葦菴、別号は夢蘇道人。江蘇長洲の人。宣德七年〔一四三二〕～弘治十二年〔一四九九〕）の『寓圃雜記』（弘治十三年〔一五〇〇〕祝允明序）に、景泰帝を診察していた太醫の董速の伝えたこととして、つぎのような記載がある。

景皇帝七年正月、^{ママ}方に郊せんとし、忽ち嘔血し禮を成す能わずして還る。出でて外殿に居る。惟だ太醫の董速と宦者二十餘人のみ侍し、日（日中）に則ち藥を進め、夜は則ち榻前に處す。十三日、少保の于謙 請見（接見を願いでる）して、帝（景泰帝）に視事（執務）するを懇（ねがいでる）す。十四日、帝（景泰帝）[董]速をして脈を診せしむ。[董速]奏して曰く、「聖體 安んず」と。帝（景泰帝）曰く、「明 當に朝を受くべし」と。十五日、早起（早くから起床する）し、湯藥を服し、衣冠を具え、將に出でんとするに、夜漏（夜間の時刻）未だ盡きざるを聞き、因りて和衣（衣服を着たまま）もて假臥（仮眠）し以て旦（天明）を待つに、覺えず酣寢（熟睡）す、左右 敢て驚かすもの莫し。日以て高きに及び、遽に放朝（退朝）を命ず。[そこで景泰帝は]曰く、「姑く明日を俟たん」と。夜に至り、曹[吉祥]・石[亨]の諸人 南城に詣り、太上（英宗）の復辟を請う。聲 帝所に徹る。帝（景泰帝）宦者に命じて高きに升り四望するを命ず。遙かに火光の延安宮より來るを見ゆ。帝（景泰帝）曰く「大兄（英宗）皇帝と倣れり。吾（景泰帝）天無きの人なり」と。此れ人の謀に出ずと雖も、亦た帝（景泰帝）の天祿の終りなり。董速 親しく其の事を見ること此の如し（『寓圃雜記』卷一・「景泰帝上賓」条）。

景泰八年正月十二日（作「七年正月」）、景泰帝はちょうど南郊で天を祭ろうとしたところ、突然吐血し儀式を行なうことができず、宮中に戻った。内宮から出て外宮で過ごした。ただ太醫の董速と宦官二十餘人が側にひかえ、日中に藥を勧め、夜はベッドのそばにいた。十三日に少保の于謙が接見を願い出て、景泰帝に執務してもらおうよう申し出た。十四日、帝（景泰帝）は董速に脈を取らせ診察させた。董速は、「お体はよくなりました」という。帝（景泰帝）は、「明日に謁見しよう」という。十五日、早くから起床し、湯藥を服用し、衣冠を整えて、出て行こうとしたところ、まだ朝になっていないと聞いた。そこで、衣服を着たまま仮眠し、朝になるのを待ったところ、思わず熟睡した。側にひかえたものたちはあえて驚かせることがなかった。日が高くなってしまい、ついに退庁を命ずる時間となっていた。そのため景泰帝は、「しばらく置いておき、明日を待とう」と言った。夜になって、曹吉祥や石亨などが南城に行き、太

上（英宗）の復辟を願い出た。声が景泰帝のところまでとどいた。景泰帝は、宦官に高いところに行き周りを見るように命じた。とおくに明かりが延安宮からやってくるのが見られた。帝（景泰帝）は、「兄上（英宗）が〔ふたたび〕皇帝となられた。私は天運がなくなってしまった人間だ」という。これは、人々の謀略に出たといっても、帝（景泰帝）の天運の終わりなのであった。董速は自身でこのように見たという⁶⁾。

奪門の変の後の一か月後の二月十九日に郕王の地位にもどされた景泰帝は、三十歳で薨じる。あまりにも都合がいい時期だったので、憶測がなされた（拙稿「明・景泰帝の諡号「戻」について」『経済理論』384号157頁・注5参照）。ただ、この憶測の真偽のほどは分からない。

ちなみに、明朝皇帝の壽は以下のようになる。齡が60歳に到達した皇帝は三人だけで、他の皇帝に比べて、景泰帝だけが飛びぬけて若く亡くなったというわけではなさそうである。なお、景泰帝の父親の宣徳帝は37歳で、兄の英宗は38歳で崩じている。

- 洪武帝　：71歳（元・天曆元年九月十八日～洪武三十一年閏五月十日）
 建文帝　：26歳？（洪武十年十一月五日～建文四年六月十三日？）
 永樂帝　：65歳（元・至正二十年四月十七日～永樂二十二年七月十八日）
 洪熙帝　：48歳（洪武十一年七月二十三日～洪熙元年五月十二日）
 宣徳帝　：37歳（建文元年二月九日～宣徳十年正月三日）
 英宗帝　：38歳（宣徳二年十一月十一日～天順八年正月十七日）
 景泰帝　：30歳（宣徳三年八月三日～天順元年二月十九日）
 成化帝　：41歳（正統十二年十月二日～成化二十三年八月二十二日）
 弘治帝　：36歳（成化六年七月三日～弘治十八年五月七日）
 正徳帝　：31歳（弘治四年九月二十四日～正徳十六年三月十四日）

6) かなり後の史料になるが、于繼先（浙江錢塘人。于謙の十世の孫）はこうした証言を参考にして、『于忠肅公年譜』において、つぎのようにいう。

天順改元丁丑年、六十歳。正旦、公（于謙）百官と午門に朝駕を候つ。景帝（景泰帝）不豫たり。外議籍籍たり、忽ち傳旨ありて、「明日、上（景泰帝）出でて郊禮を行なう」と。次日に至り、公（于謙）と群臣と駕を候つ。少頃、中使傳言して曰く、「上（景泰帝）疾の稍や愈えるに因り、強いて郊禮を行なわんと欲す。〔しかし〕期せず反つて勞し、適間（いま）嘔血すること甚だ多し」と。公（于謙）言を聞き、心中驚悸す。初七日に至り、公（于謙）復た請見（接見を願ひ出る）して問安（ご機嫌伺いをする）す。上（景泰帝）召して御前に至らせて曰く、「朕（景泰帝）登極してより以來、謹みて祖宗の家法を守る。前者、該の郊祀の日に、朕（景泰帝）祖宗の默佑を蒙り、身體以て安んずることを期し、親から祀典を行なわんと欲す。覺えず復た勞し嘔血す」と。公（于謙）俯し奏して曰く、「陛下聖壽無疆（永遠）なり。還た宜しく保重すべし。且つ陛下天を敬い祖（祖先）を法とすれば、必ず默佑ありて、聖體自ずから平安を獲」と。上（景泰帝）曰く、「若し此の如ければ、後日に至り朕（景泰帝）當に視朝（政務を執る）すべし」と。公（于謙）叩頭（お礼を申し上げる）して辭出（提出）す。時に儲嗣（皇太子）未だ定まらず、内外憂懼す……。（『于忠肅公年譜』（康熙五十七年（1718）考城浙紹會館刊本『于忠肅集』附）・「天順改元丁丑年、六十歳」条）。

- 嘉靖帝 : 60 歳 (正徳二年八月十日～嘉靖四十五年十二月十四日)
隆慶帝 : 36 歳 (嘉靖十六年正月二十三日～隆慶六年五月二十六日)
萬曆帝 : 58 歳 (嘉靖四十二年八月十五日～萬曆四十八年七月二十一日)
泰昌帝 : 39 歳 (萬曆十年八月十一日～泰昌元年九月一日)
天啓帝 : 23 歳 (萬曆三十三年十一月十四日～天啓七年八月二十二日)
崇禎帝 : 35 歳 (萬曆三十八年十二月二十四日～崇禎十七年三月十九日)

(つづく)